

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和5年度
計画主体	三股町

三股町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：三股町役場 農業振興課 農林整備係

所在地：宮崎県北諸県郡三股町五本松1-1

電話番号：0986-52-9089

FAX 番号：0986-36-4202

メールアドレス：nourin-k@town.mimata.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・カワウ・アナグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	宮崎県北諸県郡三股町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和4年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
イノシシ	イモ類	0.50ha	826千円
	野菜	0.10ha	165千円
	イネ	1.00ha	1,180千円
計		1.60ha	2,171千円
シカ	-	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円
サル	-	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円
ヒヨドリ	-	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円
カラス	飼料作物	0.05ha	24千円
計		0.05ha	24千円
ドバト	-	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円
タヌキ		- ha	- 千円
計		- ha	- 千円
カワウ		- ha	- 千円
計		- ha	- 千円
アナグマ		- ha	- 千円
計		- ha	- 千円

(2) 被害の傾向

・イノシシ

イノシシによる被害は、年間を通して発生しており、8～10月における水稻被害を中心に、野菜（サトイモ）、特用林産物（タケノコ）、果樹及び樹木（クリ・スギ・ヒノキ・クヌギ等）・飼料作物（トウモロコシ・ソルガム等）への食害が発生している。特に田植え時期と稲の刈り入れ時期等に被害が多くなっている。被害区域は、町全域に広がっており、どの地区においても水稻及び飼料被害がある。生息数については、被害状況から判断しても、大きな増減はないと思われる。

・シカ

シカによる被害は、今のところ確認されていないが、侵入監視の上で重要な指標となるメスジカが三股町民有林で確認された。（平成30年7、8月監視カメラ2頭撮影）。また、令和2年11月には、狩猟者による捕獲もあった。近隣の地域ではその生息数が著しく増加していることから近い将来、町内での被害が懸念されている。

・サル

はぐれザルによる被害は、年に数回ではあるが、野菜（タマネギ・ジャガイモ）・果樹（カキ・クリ）に被害が出ている。（サルの群れは確認されていない。）

・タヌキ・アナグマ

タヌキ・アナグマは、農地や住宅地に出没し、飼料作物の被害や生活環境の悪化が懸念される。

・ヒヨドリ

令和元年度に住民からヒヨドリが大量発生し、糞による生活環境の悪化に関する相談があった。

農作物については野菜（キャベツ）に被害が出ている。

・カラス・ドバト

カラス・ドバトによる被害は、年間を通して、田植え時期の水稻被害及び播種時期の飼料作物（トウモロコシ・ソルガム等）への食害が発生している。

・カワウ

カワウによる被害は、年に数回であるが、漁協が河川に放流する川魚の稚魚を捕食するなどがある。

(3) 被害の軽減目標

指標		現状値（令和4年度）		目標値（令和8年度）	
		被害面積	被害金額	被害面積	被害金額
イノシシ	イモ類	0.50ha	826千円	0.45ha	743千円
	野菜	0.10ha	165千円	0.09ha	148千円
	イネ	1.00ha	1,180千円	0.87ha	1,062千円
		- ha	- 千円	- ha	- 千円
		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		1.60ha	2,171千円	1.41ha	1,953千円
シカ		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円	- ha	- 千円
サル		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円	- ha	- 千円
ヒヨドリ		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円	- ha	- 千円
カラス		0.05ha	24千円	0.04ha	21千円
計		0.05ha	24千円	0.04ha	21千円
ドバト		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円	- ha	- 千円

タヌキ		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円	- ha	- 千円
カワウ		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円	- ha	- 千円
アナグマ		- ha	- 千円	- ha	- 千円
計		- ha	- 千円	- ha	- 千円
合計		1.65ha	2,195 千円	1.45ha	1,974 千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	有害鳥獣捕獲班の編成 (銃器・わなを用いての駆除) 有害鳥獣捕獲活動に対して補助金を交付する。	狩猟者の高齢化による捕獲班員及び能力の減少 後継者の育成が急務である。
防護柵の設置等に関する取組	イノシシによる農作物被害が多く発生している地域において、鳥獣保護区等周辺地域被害防止対策事業補助金を活用し、田畑に電気柵の設置を実施する。	中山間部の防護施設の整備が完全ではないため、山間部の農地に対する施設整備が必要である。また、有害獣の温床となっている耕作放棄地の刈り払い等、住民に対する啓発活動が課題となっている。

(5) 今後の取組方針

<p>①地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け取り組む。</p> <p>②捕獲と防護施設の両面での被害防止対策を推進する。</p> <p>③周辺市町と連携して、一斉捕獲体制の確立を目指す。</p> <p>④捕獲に従事する捕獲班員の確保・育成対策を講じる。</p> <p>⑤有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して実施する。</p>
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>三股町有害鳥獣対策協議会において三股町有害鳥獣捕獲班を編成（銃砲班 25 名・わな班 22 名）各班全員狩猟免許取得者で組織し、有害鳥獣捕獲を実施する。協議会は、助成金を交付する。</p>

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
6 年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ヒヨドリ、カラス、ドバト、カワウ、アナグマ	三股町有害鳥獣捕獲班と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。また、狩猟免許取得に係る経費の一部を助成する。
7 年度	イノシシ、シカ、サル、	三股町有害鳥獣捕獲班と連携して、捕獲機材(箱

	タヌキ、ヒヨドリ、カラス、ドバト、カワウ、アナグマ	わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。また、狩猟免許取得に係る経費の一部を助成する。
8年度	イノシシ、シカ、サル、タヌキ、ヒヨドリ、カラス、ドバト、カワウ、アナグマ	三股町有害鳥獣捕獲班と連携して、捕獲機材(箱わな、囲いわな)の導入を地域に対して進めるとともに、ワナ狩猟免許取得のための事前講習会を宮崎県猟友会都城支部三股会と連携して行い、狩猟者の確保、育成を進めていく。また、狩猟免許取得に係る経費の一部を助成する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
近年の捕獲実績及び被害状況を踏まえて、第13次鳥獣保護管理事業計画や宮崎県第二種特定鳥獣管理計画を参考に、捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	100頭	100頭	100頭
シカ	5頭	5頭	5頭
サル	5頭	5頭	5頭
ヒヨドリ	羽	羽	羽
カラス	20羽	20羽	20羽
ドバト	羽	羽	羽
タヌキ	30匹	30匹	30匹
カワウ	羽	羽	羽
アナグマ	30匹	30匹	30匹

捕獲等の取組内容
イノシシ、シカ、サル、カラス、タヌキ、アナグマについて、協議会により組織した有害鳥獣捕獲班の活動支援を継続し、有害鳥獣捕獲班による銃器・ワナによる有害捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	電気防護柵 7,100m	電気防護柵 7,100m	電気防護柵 7,100m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	侵入防護柵の設置推進、破損場所等の確認及び補修等の維持管理指導。		

5. 生息環境関知その他被害防止施策に関する事項

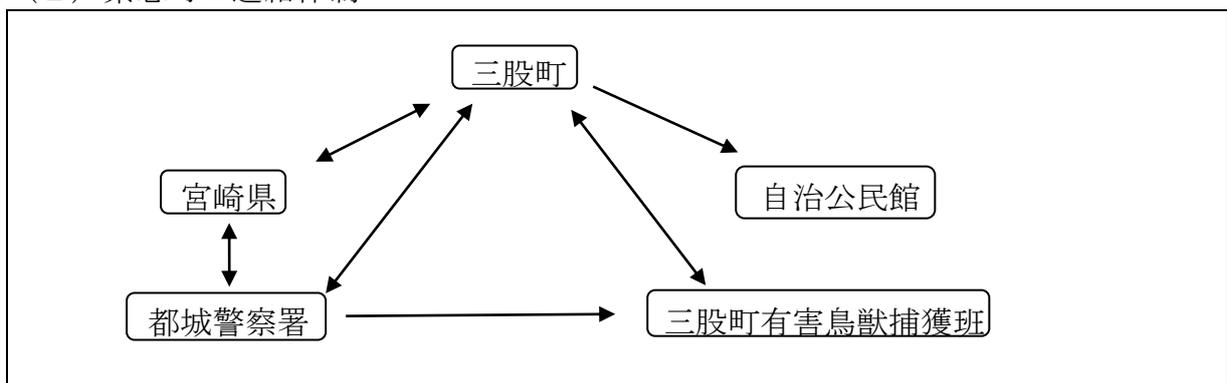
年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ	被害が多発している集落等で、捕獲や農地等への侵入防止柵設置の重要性とあわせて、放任果樹や収穫残渣をなくすため関係機関と連携し研修会等を実施する。
令和7年度		
令和8年度		

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
自治公民館	地域における緊急の対策を実施するにあたって、集落等への連絡調整を行う。
宮崎県	国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
三股町 (三股町鳥獣被害対策実施隊)	緊急の対策を実施するにあたって、関係機関や協議会委員との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
三股町有害鳥獣捕獲班	対象鳥獣捕獲の実施を行う。
都城警察署	住民の安全確保、警戒、避難に関する指導を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

サル・タヌキ・ヒヨドリ・カラス・ドバト・カワウ・アナグマについては、埋設処理する。イノシシ・シカについては、食用として利用できる部位については自家消費し、その他については、埋設処理する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

該当なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	三股町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
三股町 (農業振興課)	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。
三股町猟友会 (三股町有害鳥獣捕獲班)	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。
宮崎県	鳥獣被害防止対策について、国等との連絡調整及び情報の提供等、必要な援助を行う。
都城農業協同組合 宮崎県農業共済組合 都城センター	農作物被害の把握及び被害防止対策を支援する。
都城森林組合	造林木被害の把握及び被害防止対策を支援する。

(2) 関係機関に関する事項

構成機関の名称	役 割
三股町有害鳥獣捕獲班	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

三股町鳥獣被害対策実施隊
平成 25 年 2 月 1 日設立
三股町職員 5 名
主な活動内容は、①侵入防止柵の設置指導②集落における被害防除対策等の指導
③鳥獣被害調査

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町と三股町有害鳥獣対策協議会が連携し、被害防止対策や捕獲等を実施する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関や近隣市町との連携を密にして情報の共有化を図る。